

令和8年度
神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金
募集要領

【問合せ先】

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

電話：045-210-4140

メール：cn_collabo.hb8b@pref.kanagawa.lg.jp

1 趣旨

県では、「2050年脱炭素社会の実現」に向けた取組を推進しています。

ペロブスカイト太陽電池やカルコパイライト太陽電池などの次世代型太陽電池は、「薄い、軽い、曲げられる」といった特長により、これまでの技術では設置が難しかった場所にも設置できることから、次世代の太陽電池として、今後、飛躍的な普及が期待されています。

特に本県は、京浜臨海部や県央地域を中心に、耐荷重が低い屋根や工場や倉庫群が広がっていることから、次世代型太陽電池の需要創出に向けて大きなポテンシャルを有していますので、今後の量産化を見据え、今から地域の需要創出に向けて準備を進めることが重要です。

そこで、県では、このような県の地域特性を活かした実証事業の提案を募集し、その事業を支援することとします。

2 募集事業

次の要件をすべて満たす事業であること。

- (1) 次世代型太陽電池^{*1}の実証であること。
- (2) 「薄い、軽い、曲げられる」といった次世代型太陽電池の特長を活かした実証であること。
- (3) 本事業に使用する次世代型太陽電池は、国産かつ申請時点で商用化された製品ではないものを使用すること。
- (4) 従来のシリコン型太陽電池（ガラス型）の設置が適さない場所等^{*2}での実証であること。
- (5) 量産化後の県内展開を見据えて、県特有の地域特性を活かし、県内での実装に向けて広く有効な検証結果が得られる県内の民間施設^{*3}（工場、倉庫、集合住宅、高層ビル等）への実証であること。
- (6) 県内での次世代型太陽電池の早期社会実装を図るため、以下の実証内容について情報提供が可能であり、可能な限り公表することについて同意すること。
また、公表される情報については、事前に県と協議を行うこととし、資料の作成についても協力すること。
 - ・ 課題抽出及び効果検証を行う実証であること。
 - ・ 発電効率や発電量、耐久性等の効果検証項目を適切に設定し、当初想定との乖離や、その原因等について分析を行うこと。
- (7) 補助対象事業の成果を県内で引き続き活用し、かつ、県内での早期社会実装に向けて取り組む計画を有すること。
- (8) 実施期間は、交付決定日から令和9年3月31日までの間で3か月以上とすること。なお、令和9年4月1日以降も実証を継続することは妨げないが、補助対象経費は令和9年3月31日までにかけた費用とする。
- (9) 令和8年度において、本事業以外に、同一内容で、神奈川県以外の委託や補助を

受けていないこと。

- ※1 次世代型太陽電池とは、国産で今後普及が見込まれる技術を用いており、「薄い、軽い、曲げられる」特長をもったペロブスカイト太陽電池、カルコパイライト太陽電池、及び高効率な非フラーレン系の有機薄膜太陽電池を指す。
- ※2 耐荷重の低い屋根や曲面、壁面等、これまで設置が困難であった場所等を指す。
- ※3 農業関連における実証については、国の「みどりの食料システム戦略推進（緊急対策）交付金」のうち、「地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）」に次世代型太陽電池に関する補助メニューがあります。まずは、所管課（環境農政局農水産部農政課 連絡先 045-210-4414）まで御相談ください。

3 実証場所

次の要件をすべて満たすこと。

- (1)神奈川県内であり、県特有の地域特性を活かし、県内での実装に向けて広く有効な検証結果を得られる民間施設であること。
 - (2)申請者が所有していない場所に設置する場合には、所有者との調整が済んでいる場所であること。
 - (3)安全性について十分留意の上、設置を行うこと。
- ※実証段階で指定場所への設置が困難となった場合は、他の設置場所への変更についての協議を可とする。

4 申請資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1)申請者及び連携事業者が日本国内に住所を有し、国内法により設立された法人であること。なお、法人以外が申請する場合、本要件は適用しない。
- (2)施工事業者や次世代型太陽電池供給事業者等は問わず、共同申請も可とする。
- (3)複数事業者等で申請する際は代表者を決め、本募集に係る申請その他の必要な手続きを行うこと。
- (4)申請者及び連携事業者のすべてが神奈川県による指名停止期間中の者でないこと。
- (5)申請者及び連携事業者のすべてが地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

5 補助額

- (1)補助額 実証事業に係る経費 上限 2,000 万円
- (2)補助率 補助対象経費の 2/3 以内

※ 算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

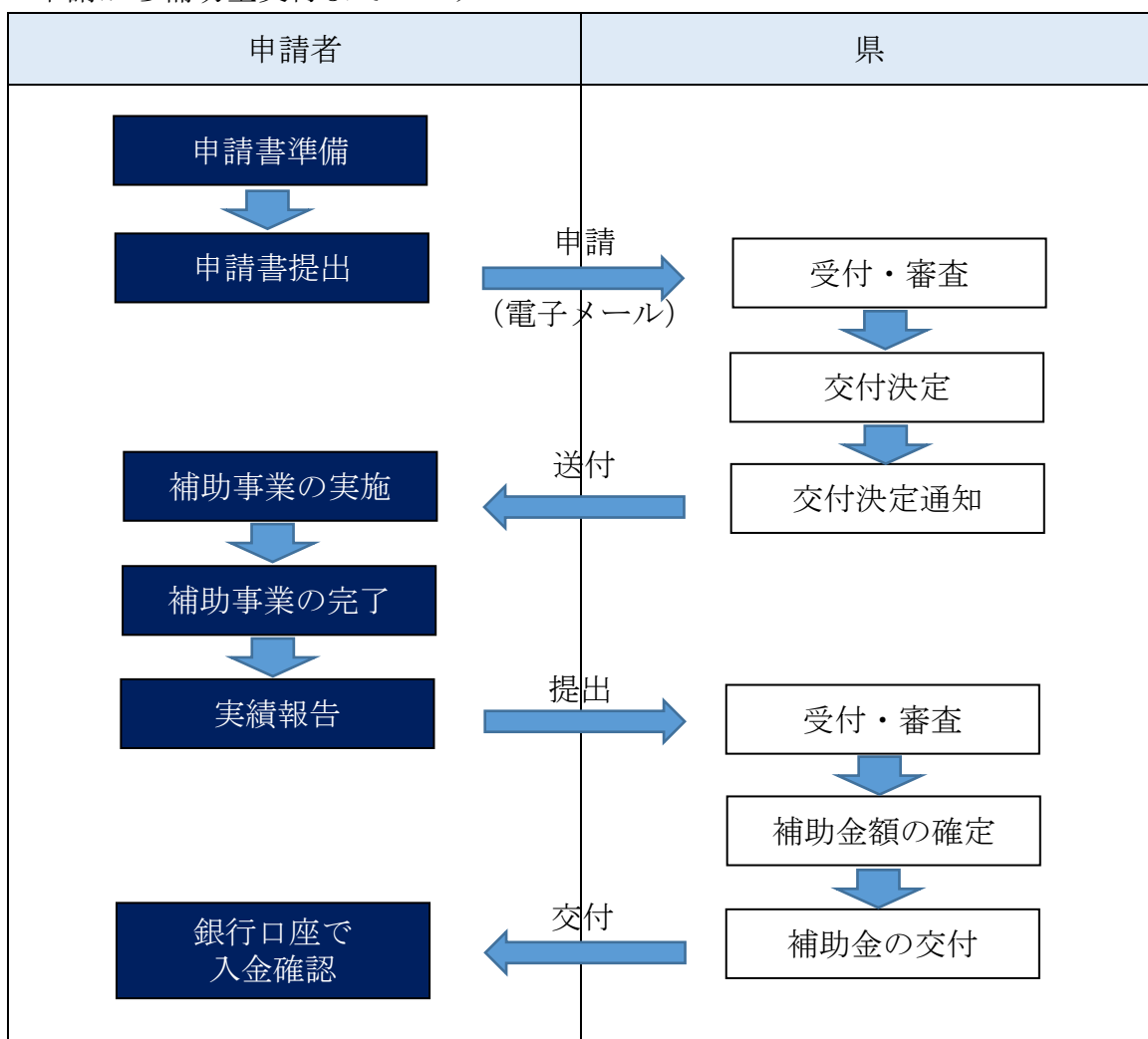
※ 申請件数によっては予算額の範囲内において、補助額を調整する。

6 スケジュール

(1) 申請書受付	令和8年6月26日（金）17時00分まで（必着）
(2) 審査	令和8年7月上中旬（予定）
(3) 交付決定通知	令和8年7月下旬（予定）
(4) 実証の取組	交付決定日以降

※申請件数によって、スケジュールが変更になる場合があります。

《申請から補助金交付までのスケジュール》



7 申請方法

(1) 申請書及び事業計画書等の様式の入手

申請に必要な様式は、神奈川県ホームページ*からダウンロードしてください。

※<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/001/jisedai-hojo.html>

(2) 事業計画書等の提出

事業計画書を作成のうえ、次の書類と併せて提出してください。なお、提出いただいた書類の内容に関して、審査の過程で不明な点が生じた際に申請者に確認をさせていただきますので御了承ください。

ア 提出書類

(ア) 申請書（第1号様式）

(イ) 事業計画書（様式1～4）

(ウ) 見積書（内訳明細を含む。任意様式）

(エ) 補助事業者の役員等氏名一覧表（様式5）

(オ) 申請日から3か月以内に発行された法人登記事項証明書の写し

イ 提出期限 令和8年6月26日（金）17時00分まで（必着）

ウ 提出方法 電子メール

エ 提出先 事務局メールアドレス：cn_collabo.hb8b@pref.kanagawa.lg.jp

※提出する際は、ファイルサイズを10MB以下にして送信してください。提出書類の分割提出はできません。

8 選定方法

(1) 選定方法

補助金の採択審査は、申請された内容について次の審査基準に基づき審査を行った上で補助金の交付事業者を決定します。

なお、審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外には「不交付決定通知書」を送付します。

※要件を満たす申請のうち、より事業有効性の高いものについて交付決定を行います。すべての申請が交付決定されるわけではありません。

※補助金の審査基準に基づき、一部を交付対象外とすることがあります。

※量産化後の県内展開を見据えて、様々な知見が得られるよう、設置場所や施工方法等が異なる実証を選定・調整する場合があります。

(2) 審査基準

①要件審査	<p>(1) 応募資格</p> <ul style="list-style-type: none">・募集要項「4 申請資格」について、要件を満たしているか。・神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づく措置を講ずる必要がないか 等 <p>(2) 申請内容</p> <ul style="list-style-type: none">・申請書類に不備・不足がないか・事業計画が補助事業の目的に合致しているか・募集要領に沿った事業となっているか・次世代型太陽電池は、要件を満たすものとなっているか・補助事業に必要な経費と認められるか・公序良俗に反する事業ではないか
-------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業ではないか 等 <p>(3) 業務遂行能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業スケジュールの考え方や進捗管理の整理が適切になされているか 等
②事業有効性審査	<p>(1) 実証場所及び内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所は、次世代型太陽電池の特長を活かした場所になっているか。 ・量産化後の県内展開を見据えて、県特有の地域特性を活かし、県内での実装に向けて広く有効な検証結果が得られる県内の民間施設（工場、倉庫、集合住宅、高層ビル等）への実証内容になっているか。 ・実施期間は、効果的な期間設定になっているか 等 <p>(2) 課題抽出及び効果検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の県内での実装という観点から適切に課題を捉えられているか。 ・県内での実装について効果検証できる実証内容になっているか。 <p>(3) 検証項目及び分析手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証項目は十分か ・分析の手法及び計画は適切か 等 <p>(4) 公表内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表予定項目は十分か 等 <p>(5) 県内での活用及び早期実装</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内での継続的な活用が可能な計画であるか ・県内での早期実装が可能な計画であるか 等
③その他	<ul style="list-style-type: none"> ・実証内容について普及啓発を行うのが望ましい 等

9 補助対象経費

補助事業に要する経費のうち、別紙及び次の要件を満たすものとします。

- (1) 申請者及び連携事業者以外の第三者に支払うもの、かつ、交付決定後に契約等を実施した経費
- (2) 交付決定日後に着手（発注・契約等）し、補助事業の完了日までの経費
- (3) 経費支出の証拠書類によって支払金額が確認でき、事業実施の証明書類により補助事業を適切に実施したことが確認できる経費
- (4) 一般価格や市場価格と比較して、価格が適正であると認められる経費
- (5) 本事業の採択後に、国や自治体、公的機関等の他の競争的資金制度等に応募し、採択された場合、採択結果の見直しや、採択金額の調整等を行う場合があります。
- (6) 事業計画の内容や、あらかじめ届け出た支援経費の用途を変更する（ただし、対象項目の20%以内の軽微な変更を除く）ときは、あらかじめ神奈川県次世代型太

陽電池普及促進事業費補助金交付要綱に定める神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を事務局に提出し、承認を受ける必要があります。

10 県ホームページ等への公表について

交付決定した案件については、補助事業名、事業概要等を県ホームページ他にて公表する予定ですので御承知おきください。

なお、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の優位等を不当に害するおそれのある部分については、当該補助事業者が申し出た場合は原則公開しません。

11 留意事項

- (1) 申請に係る経費は申請者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返却しません。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、提案書の記載事項に軽微な不備があった場合及び不足書類があった場合については、別途指示します。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用しないものとします。
- (5) 選定後、申請者名等を公表しますが、審査結果については、採択者以外は特定されない方法で公表します。
- (6) 審査経過、審査結果に関する問合せには応じられません。
- (7) 事業計画の全部を一括して、又は主たる部分（補助事業における総合企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を第三者に委託し、もしくは請け負わせることはできません。
- (8) 本事業実施にあたり発生した事故やトラブル等については、本県では一切の責任を負いません。

対象経費一覧表

内容		
実証事業関係費用	需用費	事業の実施に必要な物品であって備品購入費（10万円以上）に属さないものの購入等に要する経費。ただし、当該事業のみ使用されるものに限る。（消耗品代等）
	役員費	事業に係る広報・PR（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等）に要する経費。また、看板等の設置に係る経費。
	委託料	補助事業者が直接実施することができないものまたは適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費。
	使用料及び賃借料	実証の取組を実施する会場・施設等の使用料及び賃借料
	工事請負費	実証の取組を行うための設置等に係る工事に必要な経費
	原材料費	事業の実施に必要な加工用資材等にかかる経費
	備品購入費	事業を行うために必要な物品等の購入。ただし、当該事業のみ使用される物品等に限る。
	その他付帯経費	事業を行うにあたり、データ取得等にかかるモニタリング費用などの必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。